

# 障害福祉サービス等の 実施状況について

平成24年10月22日



# 障害福祉サービス

# 「障害者自立支援法」のポイント

## 法律による改革

### 障害者施策を3障害一元化

制定前

- ・3障害ばらばらの制度体系  
(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

### 利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離  
あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

### 就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

### 支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

### 安定的な財源の確保

制定前

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で暮らせる社会に

# 利用者本位のサービス体系へ再編

※ 障害者自立支援法による旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。

## <再編前:旧体系>

- 重症心身障害児施設  
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター  
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス

### 新体系 へ移行

- ① ② ③
- 3 障害一元化
- 昼夜分離
- 地域移行等の促進

## <再編後:新体系>

### 日中活動の場

以下から一又は複数の事業を選択

#### 【介護給付】

- ① 療養介護(医療型)  
※ 医療施設で実施
- ② 生活介護(福祉型)

#### 【訓練等給付】

- ③ 自立訓練(機能・生活訓練)
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援

#### 【地域生活支援事業】

- ⑥ 地域活動支援センター

### 居住支援の場

#### 居住支援サービス

- ケアホーム
- グループホーム
- 福祉ホーム

又は

施設への入所